

泊発電所 火山影響評価について

(令和5年10月30日, 31日現地調査における指摘事項)

令和5年11月15日
北海道電力株式会社

令和5年10月30日、31日現地調査における指摘事項

No.	指摘事項
1	<p>「幌似周辺 幌似露頭1」において、事業者が斜面堆積物と評価した堆積物について、以下を実施し、当該堆積物の供給源及び成因について検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の露頭状況におけるスケッチ等を作成し、地層区分を改めて説明すること。 ・礫種・礫の形状調査、全岩化学組成分析等を実施し、定量的なデータを追加し説明すること。 ・「シルトからなる同心円状の構造を持つほぼ球形の粒子」について、既往の知見等において示される火山豆石の特徴との差異を説明すること。
2	<p>「ワイスホルン北麓」の各地点において、事業者が火山麓扇状地堆積物及び表土と評価した堆積物について、追加露頭観察、火山灰分析等を実施し、地層区分を詳細に検討すること。</p>
3	<p>「岩内平野西部 梨野舞納露頭」において、降下火砕物の層厚評価上、洞爺火山灰 (Toya) の純層等に区分している堆積物について、積丹半島西岸の洞爺火山灰 (Toya) の純層と区分している堆積物等と層相を比較し、観察事実に関する記載を追加すること。</p>
4	<p>H26共和-6ボーリングの野塚層 (下部層相当) 中の深度79.34～79.49mに認められる堆積物は、結晶鉱物を主体とした火山灰に見えることから、火山灰分析等を実施の上、降下火砕物の影響評価上の扱いを明確にすること。</p>
5	<p>「老古美周辺」で実施したボーリング調査のうち、ニセコ火山噴出物 (火砕流堆積物) 及びニセコ・雷電火山群由来の火山麓扇状地堆積物を確認している地点については、それらを区分する根拠を明確にすること。</p>
6	<p>「幌似周辺」及び「老古美周辺」で実施したボーリング調査のうち、岩内層を確認している地点については、その上位の火山麓扇状地堆積物等の地層との境界について、周辺の調査地点との整合性を確認の上、検討すること。</p>
7	<p>主に火山砕屑物からなるものか否かの判断に当たり、火山ガラスが少ない場合においては、他の観点を含めて総合的に説明すること。</p>
8	<p>ニセコ火山噴出物の分布範囲については、地質調査結果等を踏まえ、火砕流堆積物と火山麓扇状地堆積物を区別する等の精緻化を図ること。</p>

火山噴出物の
分布関連

令和5年10月30日, 31日現地調査における指摘事項

No.		指摘事項
ニセコ火山噴出物 (火砕流堆積物)の 到達可能性 評価関連	9	ニセコ火山噴出物(火砕流堆積物)の敷地への到達可能性評価については、敷地方向及び敷地方向以外の地質調査結果並びに文献に示される分布範囲に基づく最大到達距離を踏まえて評価すること。
支笏火砕流の 到達可能性 評価関連	10	「幌似周辺 露頭①」について、洞爺火砕流堆積物の上位に支笏火砕流堆積物又はその二次堆積物が認められないこと並びに支笏火砕流堆積物等が侵食された痕跡が認められないとの評価について、資料化すること。
	11	H29岩内-2ボーリングについて、洞爺火山灰(Toya)の火山ガラスを多く含む堆積物の上位(深度0.15~3.87m)に、支笏火砕流堆積物又はその二次堆積物が認められないとの評価について、火山灰分析を追加し、その結果も合わせて資料化すること。
その他	12	敷地から最も近いニセコ・雷電火山群及びその南東側に隣接する羊蹄山の活動履歴については、改めて知見を確認すること。
	13	「幌似周辺 泥川露頭」における火山灰質シルトについて、主に火山砕屑物からなるものではないと評価を見直したことに伴い、岩内層の堆積年代については、今後改めて説明すること。